

原規放発第 19122320 号
令和元年 12 月 23 日

人事院総裁
一宮 なほみ 殿

放射線審議会会長
神谷 研二

人事院規則 10—5（職員の放射線障害の防止）の一部改正に係る
放射線障害の防止に関する技術的基準の制定について（答申）

令和元年 12 月 23 日付け職職-221 をもって諮問のあった事項については、妥当である。

職 職 一 2 2 1
令和元年12月23日

放射線審議会
会長 神谷 研二 殿

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則10-5（職員の放射線障害の防止）の一部改正に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の制定について（諮問）

国際放射線防護委員会（ICRP）が眼の水晶体の等価線量限度を引き下げるよう勧告した「組織反応に関する声明」及び貴審議会の意見具申（平成30年3月2日付け原規放発第18030211号）の取り入れのため、人事院規則10-5（職員の放射線障害の防止）の一部改正により放射線障害防止の技術的基準を別紙要綱のとおり定めることについて、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和33年法律第162号）第6条の規定に基づき、貴審議会に諮問する。

人事院規則 10—5 (職員の放射線障害の防止) の改正要綱

1 眼の水晶体の線量限度等

(1) 放射線業務従事職員の眼の水晶体の線量限度を次のとおり改めること。

- ① 令和 3 年 4 月 1 日以後 5 年ごとに区分した各期間につき 100 ミリシーベルト
- ② ①に規定するほか、一の年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）につき 50 ミリシーベルト

(2) 眼の水晶体の線量限度を改めるに当たり、記録の規定に 5 年間の合計線量の記録を追加すること。

2 眼の水晶体の線量当量の測定及び算出

業務上管理区域に立ち入る職員の等価線量の測定及び算定については、以下の規定を措置すること。

- ① 眼の水晶体測定については、眼の近傍その他適切な部位について 3 ミリメートル線量当量を測定することによって行うことができる規定
- ② ①の測定結果を 1 (2) に定める期間について集計して記録及び保存する規定

なお、眼の水晶体の算定について、3 ミリメートル線量当量を選択肢とすることについては、人事院規則 10—5 に基づき、人事院事務総長通達（「人事院規則 10—5（職員の放射線障害の防止）の運用について（昭和 38 年職厚—2327）」）において、放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成 12 年 10 月 23 日科学技術庁告示第 5 号）第 20 条に規定する基準によることとされていることから、今般の当該告示の改正により措置されることとなり、人事院規則 10—5 の改正を要しない。

【参考：意見具申との対応関係】

本改正要綱の項目	「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について（意見具申）」の項目
1. (1) ①・② 1. (2)	5. 1 関係
2. ①・②	5. 2. (2)、5. 3. ③ 関係

以 上